

平成17年(行ウ)第379号

準備書面(2)

東京地方裁判所 民事第38部

合議B2係 御中

原告 鈴木 敬 治
被告 大 田 区

上記当事者間の頭書事件について、原告は下記のとおり弁論を準備する。

平成18年3月24日

原告訴訟代理人

弁護士 藤 岡 毅
記

被告は平成18年3月20日付準備書面(3)において、訴状請求の趣旨第7項(1)の具体的金銭請求の訴えは、何ら法律に規定されていない内容の処分を求めらるもので、「行政処分」に該当しないので不適法であるとして却下を求める旨主張しているため反論する。

身体障害者福祉法の骨組みを残して説明する。

法第17条の4第1項は、(居宅生活支援費の支給)として、

「市町村は、支給決定身体障害者が、居宅支援を受けたときは、当該障害者に対し居宅支援に要した費用について居宅生活支援費を支給する。」としている。

請求の趣旨第7項(1)で求める金銭給付はこの条項に基づく行政による具体的支援費金銭支給処分である。

法第17条の5は(居宅生活支援費の受給の手続)として、

第2項で「市町村は、申請を行った障害者の、勘案事項を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否を決定するものとする。」とし

第3項で「前項の支給の決定(「居宅支給決定」)を行う場合には、次の事項(1号 支給期間、2号支給量)を定めなければならない。」とし

第10項は「市町村は、事業者から居宅生活支援費の請求があったときは、市町村長が定める基準及び設備及び運営に関する基準に照らして審査の上、支払うものとする。」とする。行政審査を経た上での支払い処分である。

この法17条の5第10項も事業者からの請求の場合、市町村が審査をした上で支払うとしており、これも行政による具体的支援費金銭支給処分である。

まとめると、請求の趣旨第1~5項の支援費支給決定は法17条の5第2項でいうところの居宅支給決定に該当する行政処分であり、請求の趣旨第7項(1)で求めるものは法17条の4第1項に基づく具体的金銭支給処分である。

よって請求の趣旨第7項(1)は法17条の4第1項という法に規定されている行政処分を求めるものであるから適法である。

以上